西条市
医師確保奨学金貸付制度
≪令和7年度　募集要項≫

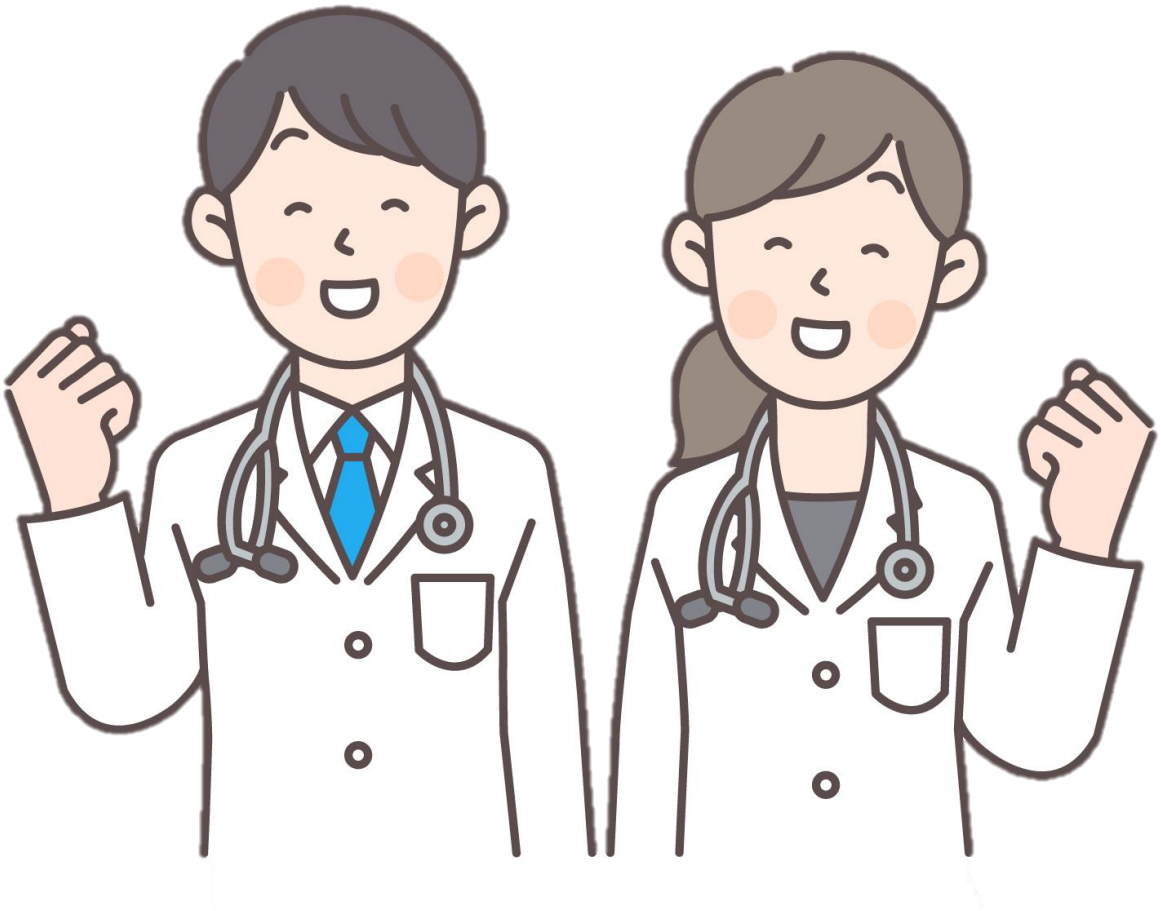

愛媛県　西条市

目次

１．目的　…… １ページ
２．制度の特徴　…… １ページ
３．貸付対象者　…… １ページ
４．募集人数　…… １ページ
５．奨学金の種類と貸付限度額　…… １ページ
６．奨学金の貸付期間　…… １ページ
７．貸付申請に必要な書類　…… ２ページ
８．募集期間・申請書類の提出方法　…… ２ページ
９．貸付の決定　…… ３ページ
１０．連帯保証人　…… ３ページ
１１．奨学金の返還免除　…… ３ページ
１２．奨学金の返還　…… ４ページ
１３．奨学金の返還猶予　…… ５ページ
１４．貸付の取消し　…… ５ページ
１５．貸付の休止　…… ５ページ
１６．奨学金の交付手続き　…… ５ページ

西条市医師確保奨学金貸付制度に関するＱ＆Ａ
……6～7ページ

1. 目的

この制度は、将来医師として西条市の指定医療機関に勤務する意思のある医学生の方に対し、修学上必要な資金を貸し付けることにより、市内の医師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的としています。

2. 制度の特徴

①貸付対象者は、「将来医師として西条市の指定医療機関に勤務する意思のある方」で、市内在住を問わず、全国の医学生を対象にします。

②西条市の指定医療機関で臨床研修を受け、臨床研修修了後、指定医療機関に一定期間勤務すれば、奨学金の返還を免除します。

3. 貸付対象者

国内の大学（自治医科大学を除く）の医学部で医学を専攻する学生で、将来医師として西条市の指定医療機関で勤務する意思を有する者。

※1年生から6年生まで対象とします。

※他の医療機関に勤務することにより奨学金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている者は対象外となります。

4. 募集人数

2人

5. 奨学金の種類と貸付限度額

〇入学資金奨学金　50万円まで

〇修学資金奨学金　月額20万円

6. 奨学金の貸付期間

〇修学資金奨学金　6年間を限度とします。

※令和7年9月末までの申請に限り、貸し付けの決定を受けた年度の4月から貸し付けます。

〇入学資金奨学金　入学する年度の一度限り

※今回の申請と同時に貸し付けを受けることができます。

※入学資金奨学金のみの貸し付けは受けられません。

※2回生以降は、入学資金奨学金はありません。

7. 貸付申請に必要な書類

奨学金の貸付申請をする際、次の書類を提出してください。

（1）西条市医師確保奨学金貸付申請書（様式第1号）
（2）大学の在学証明書
（3）大学における学業成績証明書
　（提出が困難な者（新1年生）は、出身高等学校長が発行する成績証明書）
（4）本人及び保護者の住民票の写しの全部
（5）履歴書
（6）健康診断書
（7）入学する年度にあっては、入学金等として大学に納める額が証明できる書類
（8）応募理由書（別記様式）
（9）本人と生計を同じくする世帯全員の前年度の所得証明書（又は源泉徴収票）

※申請書類は、西条市ホームページ内の健康医療推進課ページよりダウンロードできます。

8. 募集期間・申請書類の提出方法

（1）募集期間

令和7年4月8日（火）～令和7年9月30日（火）
※募集人員に満たない場合は、この期間を過ぎても随時受け付けております。

（2）提出方法

「7. 貸付申請に必要な書類」を提出期間内に持参又は郵送にて提出してください。
持参の場合は、代理人でも提出は可能です。

【申請書類の提出先】
西条市役所　健康医療推進課（西条市総合福祉センター　2階）

【郵送の場合の送付先】
〒793－0041
愛媛県西条市神拝甲324番地2
西条市総合福祉センター内　西条市役所　健康医療推進課

※持参の場合は、事前にご連絡を頂いたうえで、平日午前8時30分～午後5時15分の間に来庁してください。
※郵送の場合は、令和7年9月30日消印有効です。
※郵送にあたっては、トラブル防止のため簡易書留等で郵送してください。

9. 貸付の決定

西条市医師確保奨学金貸付審査委員会において、提出された書類による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行い、その結果を申請者に文書で通知します。

10. 連帯保証人

貸付申請には、連帯保証人2人が必要です。連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ独立の生計を営んでいる者で、連帯保証人のうち、1人は、貸し付けを受けようとする者の父母を充てることができます。

11. 奨学金の返還免除

奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及びその利息の支払いに係る債務(以下「返還債務」という)の全部を免除します。

(1)①大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得

②直ちに指定医療機関において初期臨床研修を受ける

③初期臨床研修を開始した月から起算して、修学資金の貸付けを受けた期間に5年を加えた月数までの間(6年間貸付けを受けた場合、11年)に、指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間が通算して修学貸付月数に2年を加えた月数に達した時

6年間貸付けを受けたケースのイメージ図

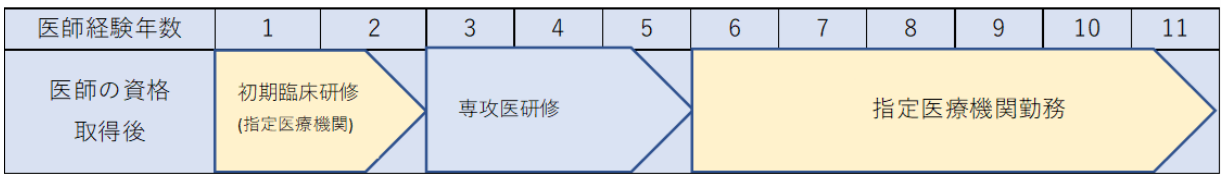

(2)指定医療機関において臨床研修を受け、又は医師として従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。(労働災害又は公務災害の認定を受けた場合)

※指定医療機関とは、基本的には、市内の基幹型臨床研修病院である西条市立周桑病院・西条中央病院・済生会西条病院)です。

※サブスペシャリティ領域を目指す場合、上記(1)の期間で返還免除条件を満たせないことがあります。その場合はご相談ください。

12.奨学金の返還

（1）全額返還

次のいずれかに該当するときは、一括して返還してください。

①奨学金の貸し付けを取り消されたとき

②大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき

③医師免許を取得後、直ちに指定医療機関で臨床研修を受けず、又はこれを修了することができなかったとき

④医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けこれを修了した場合において、臨床研修を開始した日の属する月から起算して5年を経過した後、最初の4月1日までに指定医療機関における業務に従事しなかったとき

⑤その他、奨学金の貸し付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（2）一部返還

次のいずれかに該当するときは、返還債務の一部が免除になります。

①死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったとき

②修学貸付月数に5年を加えた期間に達するまでの間に、やむを得ない事由により、医師従事月数が通算して修学貸付月数に2年を加えた月数に達しなかったとき

（3）返還時期等

返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1月以内に、貸し付けを受けた奨学金に利息を付して返還しなければなりません。

（4）返還利息

利息の額は、毎月の奨学金の交付額に、その月の奨学金の交付の日の翌日から奨学金を返還すべき日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合を乗じて計算した金額の合計額となります。

（5）延滞利息

正当な理由がなく定められた期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算出した額を延滞利息として支払わなければなりません。

13.奨学金の返還猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、変更を猶予することができます。

（1）奨学金の貸付けを取り消された後も引き続き、大学に在学しているとき

（2）修学貸付月数に2年を加えた月数に達しなかった後、引き続き指定医療機関において医師としてその業務に従事しているとき

（3）災害、疫病その他やむを得ない事由があるとき

14. 貸付の取消し

次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸し付けが取り消されます。

（1）大学を退学したとき

（2）心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき

（3）学業成績が著しく不良になったと認められるとき

（4）奨学金の貸し付けを受けることを辞退したとき

（5）死亡したとき

（6）同種の資金との重複貸し付け又は給付を受けていることが判明したとき

（7）奨学金の貸し付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

15. 貸付の休止

奨学生が休学し、停学の処分を受け、又は留年した場合は、その期間の奨学金の貸し付けは休止されます。

16. 奨学金の交付手続き

奨学金の貸し付けの決定通知を受けた方は、次の書類を健康医療推進課に提出してください。

（1）西条市医師確保奨学金交付請求書（様式第4号）

（2）誓約書（様式第5号）

（3）連帯保証人の印鑑証明書

（4）連帯保証人の前年度の所得証明書及び市町村民税の納税証明書

本要項に記載されていない細部については、西条市医師確保奨学金貸付条例及び西条市医師確保奨学金貸付条例施行規則によります。

西条市医師確保奨学金貸付制度に関する　Q&A

Q 西条市内で臨床研修を受けられる医療機関はどこですか？

A 令和7年度時点では、西条市立周桑病院と西条中央病院、済生会西条病院です。ただし、各病院の受入れ人数に制限や採用基準等によりご希望に添えない場合があります。

Q いずれかの病院で臨床研修を修了し、後期研修（認定医研修）を受けたい場合は、どのようにすればいいですか？

A 専門医認定施設で後期研修を受けることになります。初期臨研修先の指導医からも認定施設を紹介することもできます。

Q 1年生の4月から貸し付けを受けた場合、返済免除を受けるためには、臨床研修を開始後11年間の間に8年間を指定医療機関で勤務する必要がありますが、後期研修（認定医研修）を受けるための期間は3年間しかないことになります。
3年を超える後期研修（認定医研修）を他の医療機関で受けると、返済免除を受けることはできないのですか？

A お尋ねの場合、臨床研修を開始後11年経過時に指定医療機関で勤務している場合で、引き続き指定医療機関で勤務する期間や「やむを得ない場合」と市長が認める期間は返済が猶予されますので、サブスペシャリティ研修等の3年を超える後期研修（認定医研修）を受けても、免除を受けることができます。

西条市医師確保奨学金貸付制度に関する　Q&A

Q 申し込み申請の期限は？

A 毎年度の9月までです。
9月までに申請すると、4月分までさかのぼって修学資金奨学金の貸し付けを受けることができ、入学初年度の方は入学資金奨学金の貸し付けを受けることもできます。10月以降は奨学金をさかのぼることはできませんが、募集は行っております。

Q 返済免除を受けた場合、納税義務が発生すると聞きましたが？

A これまで所得税法において、当市の奨学金制度の場合、返済免除を受けた時点で貸し付けを受けた額とそれまでの利息分が所得として認定される取扱いとなっておりましたが、平成28年4月1日以降に貸与された奨学金については、非課税所得として取り扱われます。

【問い合わせ先】
西条市役所　こども健康部　健康医療推進課　地域医療係
〒793－0041
愛媛県西条市神拝甲324番地2　西条市総合福祉センター内
電話：0897-52-1395　FAX：0897-52-1293
e-mail：kenkoiryo@saijo-city.jp